

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 公 告

ページ

- 大規模小売店舗の変更事項の届出（4件）【産業経済局商業・MIC
E推進部商業・サービス産業政策課】

2

北九州市公告第753号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和3年10月28日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザいとうづ

北九州市小倉北区上到津三丁目95番2ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

(1) J R九州ビジネスパートナーズ株式会社

福岡市博多区博多駅前一丁目5番1号

代表取締役 吉浦栄樹

(2) 芙蓉総合リース株式会社

東京都千代田区麴町五丁目1番地1

代表取締役 辻田泰徳

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

J R九州ビジネスパートナーズ株式会社

福岡市博多区博多駅前一丁目5番1号

代表取締役 中野量太

(2) 変更後

J R九州ビジネスパートナーズ株式会社

福岡市博多区博多駅前一丁目5番1号

代表取締役 吉浦栄樹

4 変更の年月日

令和3年6月24日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和3年10月19日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市産業経済局商業・MICE推進部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和4年2月28日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに令和3年12月29日から令和4年1月3日までを除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和4年2月28日までに北九州市産業経済局商業・MICE推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公告第754号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和3年10月28日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ小倉

北九州市小倉北区明和町67番19ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

鹿島リース株式会社

東京都港区元赤坂一丁目1番5号

代表取締役 稲葉 仁

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

株式会社西松屋チェーン

兵庫県姫路市飾東町庄266番地1

代表取締役 大村禎史

他2者

(2) 変更後

株式会社西松屋チェーン

兵庫県姫路市飾東町庄266番地1

代表取締役 大村浩一

他2者

4 変更の年月日

令和2年8月21日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和3年10月19日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市産業経済局商業・MICE推進部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和4年2月28日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに令和3年12月29日から令和4年1月3日までを除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和4年2月28日までに北九州市産業経済局商業・MICE推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公告第755号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和3年10月28日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ上曽根

北九州市小倉南区上曽根新町316番2ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

みずほ丸紅リース株式会社

東京都千代田区四番町6番地

代表取締役 秋吉 満

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

株式会社コスモス薬品

福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階

代表取締役 宇野正晃

他1者

(2) 変更後

株式会社コスモス薬品

福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階

代表取締役 横山英昭

他1者

4 変更の年月日

令和3年8月24日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和3年10月19日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市産業経済局商業・MICE推進部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和4年2月28日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに令和3年12月29日から令和4年1月3日までを除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和4年2月28日までに北九州市産業経済局商業・MICE推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公告第756号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和3年10月28日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ枝光

北九州市八幡東区枝光二丁目1748番地11ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

大和ハウスリアルティマネジメント株式会社

東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号

代表取締役 伊藤光博

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

大和情報サービス株式会社

東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号

代表取締役 藤田勝幸

イ 変更後

大和ハウスリアルティマネジメント株式会社

東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号

代表取締役 伊藤光博

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

株式会社コスモス薬品

福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階

代表取締役 宇野正晃

他1者

イ 変更後

株式会社コスモス薬品

福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階

代表取締役 横山英昭

他1者

4 変更の年月日

(1) 前項第1号の名称 令和3年10月1日

(2) 前項第1号の代表者の氏名 令和3年4月1日

(3) 前項第2号 令和3年8月24日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和3年10月19日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市産業経済局商業・MICE推進部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和4年2月28日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに令和3年12月29日から令和4年1月3日までを除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和4年2月28日までに北九州市産業経済局商業・MICE推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見